

住民課

☎69-3334

**固定資産評価
補助員を
選任しました**

●任期 平成十九年十一月五日～
平成二十二年三月三十一日
固定資産の評価事務を補助していた
多く固定資産評価補助員について、こ
れまでの十六名から十名に減員して、
つきの方々を選任しました。

三上 勝之(油木)、井上 賢市(油木)
矢田 昌美(油木)
圓道 昭裕(牧)、橋尾 英志(田頭)
内藤 弘(番尾)、藤原 剛司(有木)
橋本 文男(阿下)、稲草 和英(高蔵)
大塚 真弓(大矢)

**国民年金保険料の
納め忘れはありませんか**

保険料の納め忘れがあると、将来受け
取る老齢基礎年金の年金額が少なくなっ
たり、場合によっては年金が受けられな
いことがあります。また、万が一のとき
には、障害基礎年金・遺族基礎年金が受
けられないこともありますので、保険料
は必ず期限までに納めましょう。

免除制度をご存知ですか

保険料を納めることが困難なときは、
免除制度があります。
くわしくは、役場住民課・支所町民課
へお問い合わせください。

企画課

☎69-3332

おでかけタクシー冬期運行のお知らせ

冬期のおでかけタクシーの運行が一部変更されます。
①十二月一日～三月末までの運行時間が午前九時～午後五時となります。
②十二月三十一日～一月三日までは連休します。
③積雪時には、安全確保のため運休する場合があります。

福祉課

☎69-3335

**戦没者等の
ご遺族の皆様へ**

第八回特別弔慰金の請求期限が近づいています。
平成二十年三月三十一日までに、ご請求ください。

支給対象となる方

戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成十七年四月
一日において公務扶助料や遺族年金等を受ける方が
いない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一
人。

- 一 平成十七年四月一日までに戦傷病者戦没者遺族
等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
 - 二 戦没者等の子
 - 三 戦没者等と生計関係を有していた①父母②孫③
祖父母④兄弟姉妹(戦没者等と生計関係を有して
いなかった方、平成十七年四月一日において遺族
以外の方と婚姻したことにより姓が変わっている
方または遺族以外の方と養子縁組をしている方は
除かれます。)
 - 四 上記三以外の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
 - 五 上記一から四以外の三親等内の親族(戦没者等
の死亡時まで引き続き一年以上生計関係を有して
いた方に限られます。)
- 支給内容 額面四十万円、十年償還の記名国債
請求窓口 役場福祉課・各支所町民課

福祉課

☎89-3335

母子寡婦福祉資金 貸付について

広島県では、母子家庭や寡婦の生活の安定とその児童のための福祉制度として修学資金など用途に応じた貸付制度を設けています。借入れを希望する人は、申請手続きをしてください。

※申請には添付書類が必要です。

○申請期限

就学支度資金・修学資金

平成二十年

一月十五日(金)

※修学資金のみ場合は随時受け付けます。

○提出先

役場本庁福祉課生活福祉係または各支所町民課福祉保健係

保健課

☎89-3377

介護予防教室のお知らせ

～互いの元気を分け合い、みんなを支え合える町づくりをめざして～

心や体の変化は、年齢とともに色々なところに現れてきます。住み慣れた地域で、いつまでもいきいきと暮らすために、介護予防や健康づくりについて学んでみませんか。

そして、自分が元気になるれば、その元気を周りの誰かにおすそ分けすることもできます。今回は、「あなたの元気のおすそ分け」をテーマに元気度アップの教室を行います。

年齢は問いませんので、若い方もどうぞ多数ご参加ください。

教室の内容

・認知

「あなたの元気の

おすそ分け」

・介護予防ラジオ体操

講師

広島県介護予防研修センター
所長 芳谷 伸二氏

介護予防ラジオ体操を考えた芳谷先生の第二弾です。一度お話を聴かれた方も是非ご参加ください。

開催日

平成二十年二月二十一日(月)

時間と場所(いずれも市内です)

午前の部

三和公民館(役場本庁横)

午前十時～十二時

午後の部

油木山村開発センター

(役場油木支所横)

午後一時～四時

お問い合わせ先

保健課地域包括係

(地域包括支援センター)

建設課

☎89-3338

冬の基幹道路除雪について

皆さんのご理解とご協力をお願いします。

町では、積雪20cm以上を基準として、町内建設業者の協力により基幹町道・農道を基本に、電機による除雪を行います。

除雪は、積雪の量や行程時間帯などによって作業時間が大幅に変わります。また、国・県道の除雪が優先されるため、全ての除雪予定路線まで到達するには数日かかる場合もあります。

地域内の基幹道以外は、地域の皆さんにお願いする以外に方法がありません。ご無理をおかけしますが、ご協力をお願いします。

一 道路の除雪によって家の出入口等に寄せられた雪は、各家庭で取り除いてください。特に、高齢者世帯等については、地域の皆さんのご協力をお願いします。

二 基幹道以外は除雪できない場合があります。三路上駐車は除雪作業の支障となりますので、ご遠慮ください。

四 除雪により樹木や竹等が道路上の障害となる場合は、円滑な通行を確保するために所有者の了承を得ずに伐採・撤去等を行う場合があります。交通の安全上、ご理解とご協力をお願いします。